

令和6年12月10日

草津市議会議長 西村 隆行 様

草津市議会会派 輝勢会

会長 小野 元嗣

要望活動・研修会について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1. 期 間 令和6年12月5日（木）～令和6年12月6日（金）

2. 日 程 12月5日（木） 午後2時から午後2時55分

■ 要請活動 国土交通省

12月6日（金） 午前10時から午前11時50分

■ 研修会 衆議院第一議員会館 第1会議室

3. 参 加 者 草津市議会会派 輝勢会

中嶋 昭雄 小野 元嗣 横江 政則 服部 利比郎

中島 美徳 井上 薫 福田 茂雄

4. 内容・資料

別紙のとおり

輝勢会 要望活動・研修会報告書

報告者： 草津市議会 輝勢会 中島 美徳

(ア) 要望活動・研修会の概要

(1) 日時

令和 6 年 12 月 5 日(木)～12 月 6 日(金)

(2) 訪問先及び内容

令和 6 年 12 月 5 日(木) 国土交通省 要望活動
令和 6 年 12 月 6 日(金) 衆議院議員会館 地域未来投資促進法について
マイナンバーカードについて他

(イ) 参加者

輝勢会： 中嶋 昭雄 小野 元嗣 横江 政則 服部 利比郎
中島 美徳 井上 薫 福田 茂雄

(ウ) 内容

令和 6 年 12 月 5 日(木)	国土交通省 要望活動
--------------------	------------

草津市の国への要望を、国土交通省関係部局へいき挨拶をさせていただくとともに要望内容を説明させていただきました。

「要望内容」

- (1) 草津 PA と連携したびわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けた取組について
- (2) 地域公共交通の維持・強化に対する補助について
- (3) 栗東水口道路Ⅰ及び山手幹線の確実な整備の完了および、滋賀京都連絡道路(滋賀・京都間の新しい国道 1 号バイパス)の整備について
- (4) 一般国道 1 号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について
- (5) 一般国道 1 号月輪電線共同溝の整備について
- (6) 公営住宅建替事業への支援について
- (7) 草津川跡地の整備に対する支援について
- (8) 子ども達が安全に通学や活動ができる道路整備について
- (9) 公共施設の適切な維持管理に対する支援について
- (10) 市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について
- (11) 常盤団地長寿命化事業への支援について

11 項目の要望から特に重要事項について内容説明した

- (1) 草津 PA と連携したびわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けた取組について

- (2) 地域公共交通の維持・強化に対する補助について
- (3) 栗東水口道路Ⅰ及び山手幹線の確実な整備の完了および、滋賀京都連絡道路(滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス)の整備について
- (4) 一般国道1号草津市矢倉二丁目地区歩道整備について
- (5) 一般国道1号月輪電線共同溝の整備について
- (6) 公営住宅建替事業への支援について

「所見」

道路局次長、大臣官房審議官(住宅局担当)、大臣官房公共交通政策審議官にそれぞれ要望内容を説明し、意見交換をさせていただきました。

それぞれ、今後に必要な支援をしていく旨の回答をいただきました。

令和6年12月6日(金)	衆議院議員会館 ・地域未来投資促進法について ・マイナンバーカードについて他
--------------	--

(1) ①地域未来投資促進法の概要と今後の展望について

講師：経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課 課長補佐 西尾 翔貴

「地域未来投資促進法」が制定された背景や企業の成長戦略をはじめ活用事例などをわかりやすく講演していただいた。

②デジタル庁が進めるDX戦略の概要について

講師：デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 参事官 白井 宏幸

デジタル庁戦略・組織グループ 参事官補佐 坂本 秋彦

デジタル庁国民向けサービスグループ 参事官補佐 川崎 拓磨

デジタル庁国民向けサービスグループ 参事官補佐 河野 友祐

マイナンバーカードの有効活用及び行政手続きの簡素化、預貯金口座の紐づけによるメリットデメリット、デジタルディバイドを生まない取組みについて、詳しく講演していただいた。

(2) 質疑応答

【地域未来投資促進法の概要と今後の展望について】

Q・年間の都道府県別承認件数を見ると、都道府県によっての承認件数にかなりのバラツキがある(最大372件、最小7件、滋賀77件)。

この要因は申請窓口である都道府県単位による力の入れ方の差なのか？

A・都道府県ごとの特徴があり、一概に多い少ないでは判別できない。中小企業投資促進税制など、特に中小企業に対する他の税制制度メニューとの使い分けをされていることで地域的な差も出てきているのが特徴。ただし、都道府県独自に上乗せ制度を設けることで、積極的に当該制度を活用されるところもある。

Q・地域未来投資促進法の特徴である土地利用調整への配慮として、農地や市街化調整区域の開発が可能とされているが、配慮を受ける条件はまだまだ厳しく、現実的にはハードルが高いのではないかと感じるがどのように考えられているのか？

A・当該制度は特に地方における中小企業の成長促進パッケージであることから、土地転用の柔軟化と諸手続きの大幅なスピードアップ化を図るものであり、確かにまだまだ幅広い地域や業種に活用してもらう上では条件が厳しい部分もある。

今後さらに進めていくために、自治体と連携しながら地域経済を特にけん引する産業を面で支援するとともに、税制制度の期間延長と上乗せ措置によって地域経済のさらなる成長に繋がるよう推進していく。

【デジタル庁が進める DX 戦略の概要について】

Q・現在、草津市でも様々な給付事業等にあたって、その事業に対応するために毎回システム変更として多額の費用が発生しており、これは本当に無駄だと感じている。

マイナンバーを活用した事務事業の合理化により、業務負担軽減だけでなくコスト削減にもつながると思うが、自治体に対しそのような活用提案や推進はどの程度されているのか？

A・国が進めるマイナンバー＋ガバメントクラウドの活用でそのあたりの効果は大きくあると考えている。しかし、現在は各自治体が独自または狭域での共有システムを運用していることから、ガバメントクラウドに切り替えるか、現行システムとマイナンバーを接続していくか様々な判断材料が必要である。デジタル庁としても自治体へ出向き情報を収集しながら推進に向け取り組んでいく。

Q・マイナンバーカードの活用は行政事務だけでなく、様々な民間サービスにも安全に配慮したうえで積極的に展開していくことで、市民生活の利便性向上につながり「マイナンバーカードが便利である」という認識が広まっていくと考えるが、民間サービスへの展開については現在どのような取り組みをされており、将来どうなっていくのか？

A・現在すでに民間ではサービス利用におけるオンライン本人確認や、職員証・社員証として利用しているケースが出てきている。R6 年 11 月 7 日現在では民間事業者 625 社がすでにサービスを提供しており、3 年間で約 5 倍になるなど着実に普及してきている。マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化において、行政では重点計画として運転免許証や国家資格証、お薬手帳や福祉関連の保険証、手帳などを移行していく。民間サービスの展開も含め、利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード 1 枚で様々なことが可能な社会にしていきたいと考えている。

<要望事項>

- ・デジタルデバйд解消に向けた取り組みのひとつに「デジタル推進員制度」を設け、国民運動として、教える⇔教わるの輪を広げていこうとされており、2027 年度までに 50000 人という目標を掲げられているが、地域にはこれによらないボランティアのサポート員も多くおられる。現在は、各種団体との連携により推進員拡大の取り組みが行われているが、行政と連携し、そういった地域での活動をされている方にもさらに活動の後押しを支援いただけるような制度も考えていってほしい。
- ・デジタル推進員の存在自体知らない人も多くいると思われるので、国、県からももっと PR するなり、市からも周知をしてもらえるように指導などしていただきたい。

「所見」

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもので、2017 年 7 月に施行されました。

この法を適用し企業誘致を進めることで、東京圏集中していた若年層を地方へと分散し同時に女性の活躍機会を作ることにつながるといわれており、滋賀県草津市においても持続可能なまちづくりのためには必要不可欠なことではないかと考えます。

特に、立命館大学では、次世代の半導体開発や生産に向けて企業誘致しようとしていたり、月面探査に代表される宇宙開発に向けた取組みなどがあるので、市としても積極的にこの法律を利用して新たな企業誘致に尽力する必要があると実感いたしました。

マイナンバーカードの有効活用では、市役所に行かなくても良い、各自にサービスが届く社会を作るために仕組みづくりに取り組んでおられ、それに向けたセキュリティの強化や基盤づくりを積極的に進めておられました。

そして、預貯金口座をマイナンバーカードと紐づけすることにより、申請不要で必要な支給を受けられようになったり、相続時や災害時の払い戻し手続きに活用できること。

また、デジタルディバイドを生まない取組みとして、「デジタル推進員」を任命してデジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かいサポートを行えるようにしているとのことでした。

このデジタル推進員は、全国で 56,955 人が任命されています。(令和 6 年 10 月 31 日時点)

今すでに、生活にかかわる様々な場面でデジタル化が進み、現金を持たなくても買い者ができる電子マネーや銀行振り込みもネット上で行えたりと生活のあらゆる分野がデジタル化している中、行政手続きに係る様々なものも「ネットから」となれば、市役所に来る機会が少なくなっていくことを考えると、一刻も早く「デジタル推進員」をどんどん増やしていき、さらに積極的に活動していただけるような仕組みを構築していくことで、デジタルディバイドの解消に向けて取り組んでいかなければいけないと感じました。

文責：中島美徳

(工) 参考資料・写真(添付)



